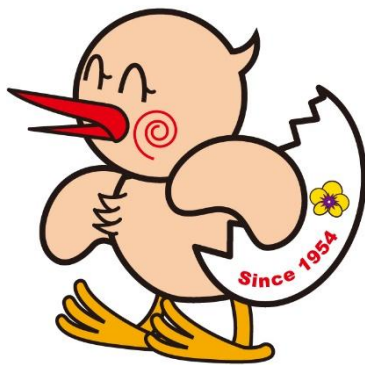


『せいかつ ほ ご
生活保護のしおい』



こうのすし
鴻巣市マスコットひなちゃん

こうのすしふくしじむしょ
鴻巣市福祉事務所

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものです。

ためらわずにご相談ください。

(1) 生活保護とは

せいかつ ほ ご しゅうにゅう すく まった せいかつ
生活保護とは、収入が少ない、もしくは全くないため生活をしていけ
ないかたに対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に
もとづき、さいていげんど せいかつ ほしょう じしん く さき
基づき、最低限度の生活を保障するとともに、ご自身の暮らしを支えられ
るよう支援することを目的とした制度です。

<日本国憲法 第25条>

こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

<生活保護法 第1条>

ほうりつ にっぽんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もとづ くに せいかつ こんきゅう
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮
するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、そ
のさいていげんど せいかつ ほしょう じりつ じょうちよう もくてき
の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的と
する。

(2) 生活保護が決定されるまで

① 生活保護の申請

せいかつ ほ ご う ほんにん かぞくとう しんせい ひつよう しんせい
生活保護を受けるには、本人や家族等からの申請が必要です。申請するとき
には、げんそく しんせいしょう せいかつ ほ ご べっし さんしょう きにゆう ふくしか
ていしゅつ びょうきとう しんせい こ れんらく
提出してください。病気等で申請に来られないときは、連絡してください。

② 保護の要件

○資産の活用

とち かおく よちよきん ゆうかししょうけん せいめいほけん くるま ききんぞく かつよう う
土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険、車、貴金属など、活用し得る
ものすべてを、まず生活のために活用していただきます。ただし、現在の住居
や障がいなどで通院に必要な車等は、一定条件により保有を認められる
ばあい
場合もあります。

○能力の活用

働くことができるかたは、能力に応じて働いてください。

○保護に優先して行われるもの

生活保護以外の制度が利用できる場合や、扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹等）からの援助を受けられるときは、それを優先します。

＜生活保護法以外の制度（抜粋）＞

各種年金、社会保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当、障がい者に対する福祉サービスなど

○暴力団員について

暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

○扶養照会について

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できるかたに対して行います。

扶養義務の履行が期待できないかたや、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなるかたに対しては、基本的には福祉事務所からの照会はいきませんので、お申し出ください。

(扶養義務の履行が期待できないかたの例)

- ・生活保護を受けているかた、福祉施設入所中のかたや長期間入院中のかた
- ・概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦、主夫等の就労されていないかた
- ・特別な事情があつて明らかに扶養ができないと考えられるかた
- ・交流が断絶しているかた（例えば10年程度音信不通など）

(扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなるかたの例)

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手や、過去に虐待を受けたことがある相手

※これらは例示です。これ以外にも事情のあるかたはお申し出ください。

③生活保護を受けるための手続き

めん せつ そう だん
面 接 ・ 相 談

しん せい て つづ
申 請 の 手 続 き

しんせいしよるい ひつようしよるい ていしゅつ
(申請書類、必要書類の提出)

しんせい じじつかんけい かくにん ほ ご ないよう けってい つぎ
申請にあたっては、事実関係の確認や保護の内容を決定するために、次
の書類を確認させていただくことがあります。

- きゅうよめいさいしよ ねんきん てあてかんけい しょうしよ つうち
・ 給与明細書 ・ 年金や手当関係の証書や通知
- よちよきんつうちょう やちん かくにん
・ 預貯金通帳 ・ 家賃が確認できるもの
- けんこうほけんしょう
・ 健康保険証

ちょう さ
調 査

たんとう しゅうかんい ない かていほうもん おこな ちょうさ
担当ケースワーカーが1週間以内に家庭訪問を行うなど調査します。

- ぎんこう せいめいほけんがいしゃ ちょうさ ふようぎむしゃ ちょうさ
・ 銀行や生命保険会社への調査 ・ 扶養義務者への調査
- けんこうじょうきょうちょうさ しゅうにゅう したん じょうきょうちょうさ
・ 健康状況調査 ・ 収入、資産の状況調査など

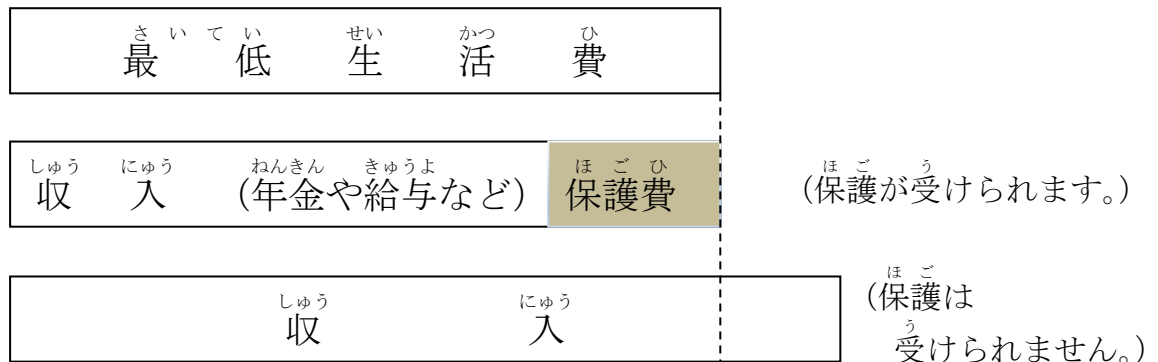
けつ てい
決 定

ほ ご う けつ しょうせい ひ よくじつ きさん
保護が受けられるか、受けられないかは、申請のあった日の翌日から起算
して14日以内(遅くとも30日以内)に決定し、文書で通知します。

(3) 生活保護のしくみ

①保護の基準

生活保護は、原則、同じ生計で生活をしている単位を世帯とし、その世帯ごとに、どの程度の保護が必要かを決めます。世帯人数、年齢、場所などにより、一か月に必要な生活費を「最低生活費」として国が定めています。この最低生活費と、あなたの世帯の一か月の全収入を比べて、不足している分を援助するものです。



②保護の種類

※扶助費の支給には条件があります。

生活扶助	衣食の費用、光熱費など日常生活に必要な費用
住宅扶助	家賃や地代のための費用
教育扶助	義務教育に伴う給食費、学用品、クラブ活動費
介護扶助	介護サービスを利用するのに必要な費用
医療扶助	病気の治療を受けるのに必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	- 就職するための技能を身につけるための費用 - 就職準備のための費用 - 高等学校で学ぶための費用
葬祭扶助	葬祭執行に必要な費用

いちじふじょ 一時扶助 (おも なもの)	・ しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく ひつよう ひよう 小学校、中学校に入学するために必要な費用 ・ ちょうきにゅういん ふとん ひふく 長期入院されていたかたなどが布団や被服がない、あ るいは使用できない場合に必要な費用 ・ おむつが つね ひつよう ばあい ひよう 常に必要な場合の費用 ・ ちょうきかん にゅういん たいいん 長期間入院されていたかたなどが退院するにあたっ て、炊事道具や食器類が必要な場合の費用 ・ じりつ しゅうしょくかつどう ひつよう ひよう 自立のための 就 職 活動に必要な費用 注 意 これらの一時扶助費については、その月の せいかつひ おぎな しきゅう ひつよう しゅし 生活費を 補 うために支給する必要があるという趣旨か ら、福祉事務所に 提出する月の2カ月前の分までが しんせいかのう れい がつ ていしゅつ ばあい がつ 申請可能となります。(例：6月に提出する場合、4月 ぶん しんせいか 分まで申請可) きかん しんせい ごちゅうい 期間をすぎると申請ができなくなりますので御注意 ください。 また、せいかつ ほ こ はいし じりつ しきよ あと 生活保護が廃止（自立や死去など）となった後 には、しきゅう 支給ができなくなることがありますので、お早め そうだん うえ しんせい にケースワーカーに相談の上、申請してください。
---	--

じょうきいがい しきゅう きゅうふきん
上記以外にも支給される給付金があります。

※「就 労 自 立 給 付 金」

しゅうろう せいかつ ほ こ よう しきゅう
就 労 により生活保護を要しなくなったとき支給されます。

じょうげんがく たんしんせたい まんえん ふくすうせたい まんえん つぎ さんてい
上 限 額 (単身世帯10万円、複数世帯15万円)として次のとおり算定します。

さんていほうほう
<算定方法>

きそがく たんしんせたい まんえん ふくすうせたい まんえん しゅうろう はいし つきすう
基礎額 [(単身世帯4万円、複数世帯5万円) - (就 労 から廃止までの月数
× 7, 500円)] + しゅうろう はいし まいつき しゅうにゅうじゅうとうがく
就 労 から廃止までの毎月の収 入 充 当 額の10%

※「進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金」

しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん
お子さんが大学や専門学校へ進学したときや、こうこうとうそつぎょう こ しゅうしょく
高校等卒業後の 就 職
によって保護を必要としなくなる場合に支給されます。

くわ たんとう そうだん
詳しくは、担当ケースワーカーに相談してください。

てんきよ まんえん た まんえん
〔転居するもの30万円、その他のもの10万円。〕

(4) 医師の診察を受けたいとき

生活保護^{せいかつ ほご}を受給^{じゅきゅう}されている世帯^{せたい}のかたは、「医療券^{いりょうけん}」を病院^{びょういん}や診療所^{しんりょうじょ}の窓口^{まどぐち}に提出^{ていしゅつ}することで、治療^{ちりょう}を受けることができます。

○「医療券」について

・「医療券^{いりょうけん}」は月単位^{つきたんい}、医療機関^{いりょうきかん}ごとに発行^{はっこう}します。同じ病院^{びょういん}、診療所^{しんりょうじょ}の継続^{けいぞく}した受診^{じゅしん}でも月^{つき}が変わるごとに「医療券^{いりょうけん}」が必要です。必ず診察^{しんさつ}を受ける前に福祉事務所^{ふくしじむしょ}にて「医療券^{いりょうけん}」を発行^{はっこう}してもらってから、病院^{びょういん}や診療所^{しんりょうじょ}に通院^{つういん}してください。

・「医療券^{いりょうけん}」は生活保護^{せいかつ ほご}で指定^{してい}された病院^{びょういん}、診療所^{しんりょうじょ}のみで使えます。指定^{つか}されている医療機関^{いりょうきかん}かどうかは医療機関窓口^{いりょうきかんまどぐち}又は担当ケースワーカー^{たんとう}に確認^{かくにん}してください。

○病院、診療所を受診する際に気をつけること。

・治療^{ちりょう}について、医師^{いし}の指示^{しじ}に従^{したが}ってください。

・原則^{げんそく}として、同じ病気^{おなびょうき}で同時^{どうじ}に複数^{ふくすう}の病院^{びょういん}、診療所^{しんりょうじょ}を受診^{じゅしん}することはできません。

・処方^{しょほう}される薬^{くすり}については、原則^{げんそく}として「ジェネリック医薬品^{いやくひん}（後発医薬品^{こうはついやくひん}）」の利用^{りよう}をお願いします。また、薬^{くすり}を院外薬局^{いんがいやくきょく}から処方^{しょほう}される場合^{ばあい}は、「医療券^{いりょうけん}」とは別に「調剤券^{てうざいけん}」が必要^{ひつよう}となりますので、福祉事務所^{ふくしじむしょ}で発行^{はっこう}してもらってください。また、「お薬手帳^{くすりてちょう}」を活用^{かつよう}してください。

※会社^{かいしゃ}の社会保険証^{しゃかいほけんしょう}を持っているかた、その家族^{かぞく}の扶養^{ふよう}に入^{はい}っているかたは、保険証^{ほけんしょう}と「医療券^{いりょうけん}」の両方^{りょうほう}を医療機関窓口^{いりょうきかんまどぐち}に提示^{ていじ}してください。

○その他の医療

・歩行補助^{ほこうほじょ}の杖^{つえ}、義肢^{ぎし}、めがね、ストーマ装具^{そうぐ}などの給付^{きゅうふ}が必要な場合^{ひつようばあい}

・柔道整復^{じゅうどうせいふく}、はり、きゅう、あん摩^ま、マッサージなどの給付^{きゅうふ}が必要な場合^{ひつようばあい}

・通院^{つういん}に費用^{ひよう}がかかり援助^{えんじょ}が必要な場合^{ひつようばあい}

→ 担当ケースワーカー^{たんとう}に事前^{じぜん}に相談^{そうだん}してください。

(5) 介護が必要になったときは

介護保険サービスを受けるには、要介護認定などの申請が必要となります。
担当ケースワーカーと地域包括支援センターへ相談してください。

○「介護券」について

・「介護券」は月単位、介護事業所ごとに発行します。ケアマネージャーに利用計画（ケアプラン）の作成を依頼してください。

・ケアプランに基づき福祉事務所が介護券を事業所へ発送します。

※40歳から 65歳未満のかたで、障害者総合支援法による給付が受けられるかたは、障害福祉サービスが優先されます。

(6) 保護を受ける場合の権利と義務

①守られること（権利）

○正当な理由なしに保護の内容は変更されません。

○保護費に税金は課せられません。

○保護費は差し押さえられません。

○保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不服があれば、処分を知った日の翌日から3ヶ月以内に埼玉県知事に不服申し立てをすることができます。

②守らなければならないこと（義務）

◎保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（法第59条）

◎生活の維持向上に努めなければなりません。（法第60条）

働く能力があるかたは、能力に応じて仕事を探して就職したり、収入を増やしたりするように努めてください。

◎届出の義務について（法第61条）

生活上の変化や収入については、届出に基づき保護の内容が決定されるため、次の場合はすみやかに届出をしなければなりません。

<届出や報告が必要な例>

・家族の誰かに収入（給与や賞与、年金、保険金、仕送り、その他収入）

があったとき。

※高校生のアルバイト収入も届出をしてください。

・新たに就労をはじめたり、転職や退職をしたとき。

- 年金、社会保険、手当などの加入や脱退、資格喪失をしたとき。
 - 家賃や地代が変更になるとき。
 - その他、世帯の状況に変化があるとき。
(妊娠、出産、結婚、離婚、病気、入院、退院、転居、入学、退学、事故など)
 - しばらくの間、住んでいる家を留守にするとき。
- ※資産の有無や状況の変化がない場合でも、年に1回以上は資産申告書を提出してください。

◎指導指示に従わなければなりません。(法第62条)

生活の維持向上などで必要な指導指示を福祉事務所から受けた場合は、従わなければなりません。正当な理由なく、指導指示に従わないとき、保護が受けられなくなる場合があります。

③その他の注意事項

- ◎ 生活保護を受けている間に、新たに借金(年金担保貸付を含む)をすることはできません。また、過去の借金を保護費で返済することは生活保護法の主旨に反するため認められません。借金問題で困っている場合は、弁護士(法テラスなど)に相談してください。
- ◎ 生活保護を受けている間は、原則として自動車を保有することも、使用することも認められません。
- ◎ 家や土地を持っている場合は、原則として資産を活用してもらうことになりますが、すぐに売却ができないときは、まず生活保護の開始を決定し、その後売却して得られたお金の中から、すでに支給された生活保護費の範囲内で返還をしてもらう場合もあります。

しゅうにゅう ただ しんこく
収入は、正しく申告をしてください。

<収入とは>

きゅうりょう こうこうせい どうふく ほうしゅう かくしゅてあて こうてきねんきん きぎょうねんきん
給料(高校生のアルバイト等含む)、報酬、各種手当、公的年金、企業年金、
しおく ほけん かいはくへんれいきんかりいれきん たすべ しゅうにゅう
仕送り、保険の解約返戻金、借入金、その他全ての収入。

しゅうにゅうしんこく さい きゅうよめいさいしよ ねんきん つうちしよ しはら ないよう きんがく
○収入申告の際には、給与明細書や年金の通知書など支払いの内容や金額が
わかる書類も提出してください。

ねんきん てあて てつづ か こ ぶん じゅきゅう ばあい せいめい
○年金や手当などの手続きをして、過去の分をまとめて受給した場合、生命
ほけん かいはくへんれいきん しゃん ばいきゃく りんじてき しゅうにゅう ばあい
保険の解約返戻金、資産の売却などによって臨時的な収入があった場合は、
すぐに申告してください。

しはら ほ ご ひ ばあい いちぶ ぜんぶ へんかん
※すでに支払った保護費がある場合、その一部もしくは全部について、返還をし
ていただきます。(法第63条)

[不正受給の費用徴収と罰則] (法第78・85条)

じじつ こと しんせい しゅうにゅう いつわ しんこく ふせい しゅだん ほ ご ひ
事実と異なる申請や収入を偽って申告するなど、不正な手段により保護費
しゅうろうじりつきゅうふきん う ほ ご ひ ぜんぶまた いちぶ ちょうしゅう
や就労自立給付金を受けたときは、保護費の全部又は一部を徴収します。ま
た、費用徴収金額に加算金が増えられたり、罰せられることもあります。

ふくしじむしょ せたい しゅうにゅうじょうきょう ていきてき ちょうさ
※福祉事務所では、世帯の収入状況を定期的に調査しています。

しおり発行 鴻巣市福祉事務所

せいかつ ほ ごそうだんまどぐち こうのすしやくしよ ふくしか せいかつしえんたんとう
生活保護相談窓口：鴻巣市役所 福祉課 生活支援担当

しよざいち ところ 365-8601 鴻巣市中央1番1号 新館9番窓口

でんわ 電話 048-541-1321 (代表)

ないせんばんごう 内線番号 2612・2614・2616・2618

かいてい れいわ ねん がつ
改定：令和8年1月

(生活保護のしおり別紙)

きにゆう しよるい ご記入いただく書類

※ボールペンで記入してください。

- ☐ ほごしんせいしよ
保護申請書
- ☐ しさんしんこくしよ
資産申告書
- ☐ しゆうにゆうしんこくしよ
収入申告書
- ☐ どういしよ せたいぜんいん
同意書(世帯全員)
- ☐ ふようぎむしやいちらんひよう
扶養義務者一覧表
- ☐ ふようぎむしやかんけいず
扶養義務者関係図
- ☐ けいれきしよ せたいぜんいん
経歴書(世帯全員)
- ☐ こうぎふりかえらいしよ
口座振替依頼書
- ☐ ねんきんちょうさいにんじよう
年金調査委任状

も もの 持ち物

- ☐ いんかん
印鑑
- ☐ よちよきんつうちよう せたいぜんいん すべ つうちよう きちよう
預貯金通帳(世帯全員の全ての通帳を記帳して)
※現在、使用していないものも含む
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ けんこうほけんしよう
健康保険証(マイナ保険証または資格確認書)
※生活保護申請後、利用の際は事前にご相談ください
- ☐ かいごほけんしよう しんたいしやうがいしやてちよう せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちよう りよういくてちよう
介護保険証・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ☐ じりつしえんいりようじゆきゆうしやしやう
自立支援医療受給者証
- ☐ ねんきんてちよう ねんきんしやうしよ つうちしやとう
年金手帳・年金証書・通知書等
- ☐ ほけんしやうしよ しやうけん
保険証書(証券)
- ☐ しゆうにゆうめいさいしよ かげつかんていど
収入明細書(3ヶ月間程度)
- ☐ じゆうたく ちんたいしやくけいやくしよ
住宅の賃貸借契約書
- ☐ たほご けつてい きようりよく
その他保護の決定に協力していただけるもの
※収入や資産の状況が分かるもの

ご用意ができるものは、できるだけお持ちください。

(全てのものが揃っていないなくても生活保護の申請はできます。)

上記に記載しているものは、一般的な例です。

申請者の状況により、別の資料の提出をお願いする場合があります